

令和元年度 湘南港係留施設・陸置施設 一般利用者募集要項

目 次

- 1 募集の内容
- 2 注意事項及び主な利用条件
- 3 申込みの受付
- 4 申込みに必要な書類
- 5 利用通知書の送付
- 6 利用承認申請等手続き
- ※ 別添 募集申込書

申込みに当たっては、あらかじめ別添の募集申込書に必要事項を記載の上、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部（湘南港江の島ヨットハウス）窓口へ持参又は郵送していただき、書面審査終了後適格と認められた場合は改めて利用通知書を郵送いたしますので、その後に艇を搬入していただくこととなります。募集内容等についてはこの要項を最後までお読みいただき、ご不明な点は窓口にご照会ください。また、この要項は一般利用（1箇月以上の利用）について説明しております。短期（1箇月未満）のご利用については、お手数ですが直接窓口にご照会ください。

※ この要項は、令和元年10月17日から令和元年12月28日までに受け付けた申込みに適用されます。

※ 東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技開催のため、令和2年2月1日以降は施設をご利用いただけません。令和2年1月31日までにご自身で艇を搬出していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

1 募集の内容

区分	艇の長さ	艇の幅
ディンギーヨット（陸置）	5.1m以下	1.8m以下

- ・ 利用に当たっては、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしをすることを原則とします。
- ・ 艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- ・ 大型のディンギーヨットで船外機を補助的に使用するものは、保管時に取り付けたままでは5.1mを超える場合がありますので、取り外して別途保管することを条件とします。
- ・ 規格を超えた大きさのディンギーヨット（船台も含む。）、クルーザーヨットは申込みできません。

2 注意事項及び主な利用条件

(1) 艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人につき1艇の申込みができます。

ただし、次の場合は、申込みできません。

- ・ 既に湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合

- ・ 既に湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合（ただし、申込みの際して共同利用を廃止する場合は除きます。）
 - ② 法人のヨット部については、10 艇（救助艇を含む。）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として申込みができます。
 - ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15 艇（救助艇を含む。）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として申込みができます。ただし、学校長が承認した団体である旨認めた書類を提出していただきます。
 - ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇を置く場合は窓口でご相談ください。
- (3) 提出書類を受け付けた後は、原則としてその内容を変更できません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とします。
- ① 提出書類に不備（軽易なものを除く。）又は虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ② 実際の艇の「長さ・幅」が募集した規格を超えている場合。
 - ③ 艇搬入期間内（2 か月以内）に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合。
- (5) 利用施設の位置は、(株)湘南なぎさパークで決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更することや、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (6) 施設の利用承認期間は1月以上で、令和2年1月31日まで継続して利用ができます。（令和2年2月1日以降は引き続き利用する旨の申請を行うことはできません。）
- (7) 営利を目的とした施設の利用はできません。
- (8) 年間の利用料（消費税を含む金額）は、次のとおりです。

（個人・法人のヨット部等一般利用の場合）

艇の長さ	県内在住者 （月額）	県外在住者 （月額）	県内在住者 （年額）	県外在住者 （年額）
4m 以下	12,860 円	15,450 円	150,650 円	180,830 円
4m 超え 4.5m 以下	16,340 円	19,670 円	178,410 円	214,030 円
4.5m 超え 5m 以下	20,130 円	24,240 円	220,250 円	264,360 円
5m 超え 5.5m 以下	23,930 円	28,780 円	261,480 円	313,780 円

- ・ 法人のヨット部における「県内」「県外」の別は、法人の所在地により区分します。
 - ・ 利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正されて現行の利用料の額が変更されることがあります。
 - ・ 施設の利用承認期間に1月未満の端数が生じた場合、端数は1月として計算します。
- (9) 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等（当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る。）が本来の活動のために使用する艇や、青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇等については利用料が1/2に減額ができます。

また、学校のヨット部等における「県内」、「県外」の別は、学校等の所在地又は学校長が

認めたヨット部の本拠地等により区分します。

利用料の減額についての詳細は、窓口にご照会ください。

3 申込みの受付

- (1) 受付期間 令和元年 10 月 17 日 ～ 令和元年 12 月 28 日
- (2) 受付方法 所定の書類を、申込み先へ郵送又は持参してください
- (3) 申込み先

㈱湘南なぎさパーク湘南港管理部（湘南港江の島ヨットハウス内）

〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2 Tel 0466-22-2128

- ・ 提出書類は、原則としてお返しできません。
- ・ 提出書類に不備（軽易なものを除く。）又は虚偽の記載があることが判明した場合は、申込みを無効とします。
- ・ 持参の場合、窓口の受付時間と休港日は次のとおりですので、ご注意ください。

受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休港日	火曜日（ただし国民の祝日等が火曜日にあたる時は水曜日とする）

4 申込みに必要な書類

(1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校・その他）募集申込書」に必要な事項を記載してください。

(2) 添付書類

① 個人の場合

- ・ 申込者本人及び共同利用者全員について、申込み前 3 か月以内に交付を受けた住民票又は特別永住者証明書の写し（いずれも申込者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）
- ・ 18 歳未満については、保護者の同意書

② 法人の場合

- ・ 申込み前 3 か月以内に交付を受けた商業登記簿謄本

③ 学校のヨット部の場合

- ・ 次の事項について、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印した、学校長が証明する書類（様式は問いません。）
 - 正規の課外活動として認められているヨット部であること
 - 学校の所在地
 - ヨット部の本拠地（学校の所在地と同じ場合は、記載は不要です。）
- ・ 減免申請書

※ 既に湘南港で減免を受けている学校が艇を追加する場合は不要です。

④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体の場合で利用料の減免を希望する場合

- ・ 団体の設立経過・活動状況・活動計画等を記載した書面

- ・ 海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために青少年を募集していることを証する書面
- ・ 減免申請書

※ 既に湘南港で減免を受けている団体が艇を追加する場合は不要です。

(3) 返信用封筒 1通

- ・ 利用通知書を送付する際使用します。(申込者の氏名、住所、郵便番号を記載し、84円切手を貼ってください。)

5 利用通知書の送付

提出書類を受け付けた後、応募条件が適合した場合は2週間以内に「利用通知書」にて受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。また、不適合の場合はその旨通知します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

6 利用承認申請等手続き

(1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は、できるだけ休港日(火曜日)を除く平日にお願いします。

艇を湘南港に搬入した際に、附属品を含む艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。実測後規格を超えていた場合は、申込みを無効とします。

なお、「船台」は、利用者の負担で用意していただきますが、船台の長さ及び幅は募集するヨットの規格を超えたものは使用できません。

(2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、窓口で所定の書類を提出し、神奈川県収入証紙で利用料を納付していただきますが、一旦納付(貼付)していただいた料金はお返しできませんのでご注意ください。

なお、神奈川県収入証紙は窓口でも販売しています。

(3) 提出書類

- ① 利用承認申請書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)
- ② 添付書類
 - ・ 誓約書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)
 - ・ 艇の横全景写真(セール番号が分かるように写っているもの)(裏面に申込者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
 - ・ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様が分かるもの)